○農林水産省令第四十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第二十条第二項及び第四十一条第四項の規定に基づき、並びに同法及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十四人」を「五十三人」に改める。

第三条第一項中「五人」を「二十二人」に改める。

第五十九条の見出し中「、用地管理官一人及び事業効果分析専門官一人」を「及び用地管理官一人」に改め、同条第一項中「、用地管理官一人及び事業効果分析専門官一人」を「及び用地管理官一人」に改め、同条第十八項を削る。

第百七十八条第一項中「九人」を「八人」に、「二十二人」を「二十一人」に、「十二人」を「十一人」に、「十四人」を「十三人」に改める。

第二百五十二条第二項中「三課」を「二課」に、「庶務課　工事第一課　工事第二課」を「庶務課　工事課」に改め、同条第三項中「工事第一課は工事の実施に関する調査に関する事務を、工事第二課は工事の実施及び検査に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務」を「工事課は工事の実施に関する調査並びに工事の実施及び検査に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務」に改める。

第二百五十七条の二第二項中「四人」を「二人」に改める。

第二百五十七条の三第一項中「、用地課」及び「及び施設機械課並びに技術専門官一人」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　工事課は、第二十津川紀の川農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の実施に関する調査並びに工事の実施及び検査に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

第二百五十七条の三第三項を削る。

第二百五十七条の四第一項中「用地第一課、用地第二課」を「用地課」に、「、工事第二課及び工事第三課」を「及び工事第二課」に、「三人」を「二人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　用地課は紀伊平野における大和紀伊平野農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事第一課及び工事第二課の所掌に属しない事務に関する事務を、工事第一課は紀伊平野における大和紀伊平野農業水利事業に係る工事の実施に関する調査及び工事の検査に関する事務を、工事第二課は紀伊平野（紀の川流域に限る。）における大和紀伊平野農業水利事業に係る工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

第二百五十八条第一項中「及び筑後川下流白石平野農業水利事業」を削り、同条第四項中「用地調整官一人」の下に「、管理調整官一人」を加え、「四人」を「三人」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百六十三条第四項中「四人」を「五人」に改める。

第二百六十七条中第八項を第十項とし、第二項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、北奥羽土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百七十二条第十二項中「及び釜無川支所」を「、釜無川支所及び竜西支所」に改める。

第二百七十五条第四項中「及び保全整備専門官」を「、保全整備専門官及び施設管理調整官」に改め、同条第十二項中「及び中勢支所」を「、中勢支所及び青蓮寺支所」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　施設管理調整官は、国営の土地改良事業によって造成された施設の操作及び保守に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十六条第二項中「一人」を「二人」に改め、同条第十一項中「及び糀屋ダム管理所」を「、糀屋ダム管理所及び大中の湖支所」に改める。

第二百八十条第九項中「及び小阪部川支所」を「、小阪部川支所及び益田支所」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第二項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　中国土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、中国土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百八十一条中第九項を第十一項とし、第二項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　四国土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、四国土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百八十三条第四項中「一人」を削り、「二人」を「それぞれ一人」に改め、同条第十一項中「、命を受けて」を削る。

第三百九十一条の見出し中「、森林保険損害評価官一人」を削り、同条中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

第五百三十四条の見出し及び同条第一項中「水産流通指導官」の下に「、ＨＡＣＣＰ認定審査官、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官」を加え、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　ＨＡＣＣＰ認定審査官は、欧州連合がその加盟国への水産物の輸入につき要求している衛生管理の基準を満たす水産物加工施設の認定（次項において「ＨＡＣＣＰ認定」という。）の審査に関する事務を行う。

7　ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官は、ＨＡＣＣＰ認定を受けた水産物加工施設の検査及び指導に関する事務を行う。

第五百三十七条の見出し中「、内水面漁場管理官」を削り、同条第一項中「、内水面漁場管理官一人」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

第五百四十条の見出し中「、船舶工務官」を削り、同条第一項中「、船舶工務官一人」を削り、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第五百四十二条第一項中「二人、栽培養殖復旧専門官一人及び養殖国際専門官」を「、栽培養殖復旧専門官及び養殖国際専門官それぞれ」に改め、同条第二項中「、命を受けて」を削る。

第五百四十七条第一項の表北海道漁業調整事務所の項、仙台漁業調整事務所の項及び新潟漁業調整事務所の項中「地先海面」の下に「及び内水面」を加え、同表境港漁業調整事務所の項中「除く。」の下に「並びに石川県、福井県、京都府、鳥取県及び島根県の内水面」を加え、同表瀬戸内海漁業調整事務所の項中「並びに和歌山県」を「、和歌山県」に改め、「地先海面」の下に「並びに大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の内水面」を加え、同表九州漁業調整事務所の項中「除く。」の下に「及び内水面」を加える。

第五百四十八条第一項に次の一号を加える。

六　内水面漁業の振興に関すること。